

第7章 コラム

緑の基本計画策定後 20 年、緑政審議会には、多くの委員、事務局職員が関わってきました。

本章では、緑政審議会委員としてご尽力いただいた皆様を中心に、鎌倉市緑の基本計画の施策展開に支援をいただいた皆様などに、印象に残る出来事や思い出、緑行政に関わるお言葉などをいただきました。

【備考】

※掲載は市議会選出委員、市民委員、学識経験者委員ごとに委嘱順とし、文字数は委嘱の期間等に応じて 1300 字、700 字、300 字程度として執筆の依頼をさせていただいたものです。（敬称略）

1 市議会選出委員

赤松 正博（元緑政審議会委員・議会選出）

私と鎌倉市緑政審議会との出会いは、前身の鎌倉市緑化審議会委員を務めることになったのがキッカケでした。その当時から本市には「緑のマスタープラン」と「都市緑化推進計画」がつくられていました。それまでに経験した昭和30年代以降～40年代を通じてすすんだ市内各所での大規模開発、「御谷騒動」に象徴される、みどり、景観、風致の保全を願う市民の願いと熱意が、こうした行政計画の策定を重要課題として押し上げていたことにも示されます。

その後も開発圧力はいつそう強まるなか、当時の市長が市議会において常盤山、広町、台峯の三大緑地についての基本方針「常盤山は保全、広町、台峯は都市的整備をする」を発表したことから「緑を守れ」の市民運動は一気に燃え上がり、その炎は鎌倉市と市議会を大きく包み込みました。開発か保全かで市議会が大きく揺れ動いていた丁度その頃、平成6年だったと思いますが、都市緑地保全法の改正で、「緑の基本計画」制度が創設されました。鎌倉市はいち早く策定に着手し、約1年間、集中的な取り組みが行なわれました。緑化審議会のメンバーであった私は、「緑の基本計画」策定委員会の進行状況に合わせて報告を受け、意見を述べる機会がありました。そこではホットな課題であった三大緑地の評価、保全手法等について、諸先生方とともに委員の一人として熱く白熱した議論を交わしたことを思い出します。

そして、まとめられたのが平成8年4月刊行の「鎌倉市緑の基本計画」です。行政の基本方針が「広町、台峯は都市的整備をはかる」つまり「開発する」という方針のもとで、両緑地とも「保全評価-I」とし、特性に合わせた形で「保全をはかる」と法定計画で決定したことは画期的な意味を持つものでした。一方、これと並行して、市民の間で取組まれたのが「条例によって貴重な緑地を保全しよう」という運動でした。人口をはるかに超える22万人の署名が市議会をとり囲みました。

こうした背景のもと制定されたのが「鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例」です。すでに策定した「緑の基本計画」を条例に位置付けるとともに、緑の保全、創造など緑政事業全般の進行管理、重要事項の調査審議のため、これまでの緑化審議会に代え、緑政審議会を新たに設置することとしました。それだけに、他市にはない独特な自然地形を生かした歴代都市としての風致、景観の保全、活用の課題を担う緑政審の役割は、とても大きなものがあつたと思います。最大の懸案だった三大緑地は、いずれも保全がはかられ、特に広町は市民の憩いの場として親しまれ、台峯も公開できる日が近づいています。当時の熱い議論が昨日のように頭にうかびます。

しかし最近、議会の一部から計画的にすすめている緑地取得の予算計上に反対の声が聞かれるのが気になります。「緑と〇〇とどっちが大事か」式の二者択一の議論です。そこからは豊かなまちづくりの展望はひらけません。鎌倉市の都市環境を支えているのが“鎌倉の緑”であり、しかもそれは、市民と行政、議会の共同の努力で保全された歴史をしっかりと学んでほしいと思います。最後に、御一緒させていただいた委員各位の皆さんからたくさんのお話を教えていただきました。ありがとうございました。

伊東 正博（元緑政審議会委員・議会選出）

ユネスコ世界文化遺産への登録を目指して、鎌倉の山稜部に残された切通・切岸を中心とする防衛遺構の発掘調査が実施された頃だと思えます。緑政審議会においてもその調査の報告があり、極楽寺坂地区の仏法寺跡か五合榭・一升榭の調査後の状況を上空から撮ったカラー写真がスクリーンに映し出されました。その瞬間、会議室に緊張が走ったのを今でも思い出します。

市街地の周囲に広がる樹林地が緑のジュウタンのように見えるのですが、その一部がナイフで剥ぎ取られた無惨な姿になっていました。「緑の保全と創造」が与えられたミッションの審議会委員の中に、動揺する者がいてもおかしくありません。

しかし鎌倉の緑保全の歴史は古都保存法の制定から始まりました。古都保存法は古都における歴史的風土を宅地開発の波から守ろうとするもので、歴史的風土とは歴史上大切な建造物や遺跡が周囲の自然環境と一体となって伝統や文化を形成している土地の状況とあります。従って、遺跡が先にあって「緑」は構成要素のひとつです。遺跡調査が優先されるのもやむを得ないことでしょう。

現在は樹林地となっている鎌倉の山稜部も、中世には多くの防禦施設、やぐらなどが存在し、土地利用が図られていました。調査のために樹木が伐採されるだけでなく、遺構の整備・復元等が計画されると、緑保全施策との調整が必要になると予想されます。

人の手が届かず、樹勢の衰えた緑地の現状が問題となっている鎌倉では、「緑地の保全と創造」は開発から守る段階から、土地利用を考えながら「緑」のあるべき姿を求めていく時代に入っているとと言えます。

仙田 みどり（元緑政審議会委員・議会選出）

私が緑政審議会に席を置いていたのは、保全の優先順位をつけるべく「緑の基本計画」を策定し、緑地の位置づけをした時期でした。保全すべき緑地のトップと位置づけられる広町・台峯の保全の根拠となる計画でもありました。すでに開発計画のある広町でしたが、故竹内市長は強気の姿勢で、開発業者に無茶なことを言っただけで議事を紛糾させました。議事が深夜に及ぶことも度々で、なかなか家に帰れず我が家も紛糾しましたけれど、保全がかない苦勞の甲斐がありました。

広町・台峯が市民の憩いの場としても活用されつつあるのは嬉しい限りです。次世代の人たちにとって価値のある自然を残す過程に、少しでも関わったことを誇りに思います。

森川 千鶴（元緑政審議会委員・議会選出）

緑の基本計画策定から20年を迎えたことをお喜び申し上げます。

広町・台峯・常盤山という三大緑地をはじめ、鎌倉の豊かな緑を保全できたことは、市民や行政職員・議会・学識者のたゆまぬ努力の成果と考えます。

七里ガ浜に住む私にとって、広町は子どもたちの遊び場であり、日々の癒しの森でもあります。それらの保全に、議会選出の緑政審議会委員として、植生や生態系・保全の在り方について専門家の意見を伺いながら議論し、緑の基本計画策定の一端を担えたことは大変貴重な機会でした。そして、多額の公金を投入し緑地の買い上げを行うことに努力された関係者各位、また、そのことに理解を示した市民を誇りに思います。鎌倉を彩る貴重な緑を、今後とも次世代に引き継いでいきましょう。

三輪 裕美子（元緑政審議会委員・議会選出）

わが子と広町を探検し、夫婦池の近くに住んで20数年。田んぼや畑が残っている鎌倉は魅力的だが、一方で開発の圧力もかかる。鎌倉山から常盤山が削られていくのを見て「お山が泣いている」と幼い娘が言った。緑を残すのは大人の責任と強く感じて、議員になった。

三大緑地の保全が決まったが、身近な緑を守らなければ鎌倉の魅力は半減する。斜面地マンション規制条例制定、小規模連鎖開発の規制強化などを訴え、実現した。

これらが、鎌倉の乱開発の歯止めとなっているのは嬉しい。緑政審議会では、夫婦池公園と、魯山人の登り窯（中央公園）を見学に行ったことが印象に残っている。また、『緑の基本計画』の見直しの際に、市民とともに意見を付したことも思い出の一つだ。

太田 治代（元緑政審議会委員・議会選出）

私が緑政審議会委員としてかかわった時は、常盤山は残念な結果ながら、すでに鎌倉では三大緑地の保全が決まり、北鎌倉の中規模開発に関する問題はあったものの、大きな開発の危機は去っていました。残された鎌倉の緑を、三浦半島の連綿とつながる一団の緑として考え保全していくという大きな視点で緑を見ることが求められ、景観や樹木の保全・管理・創造ということに重点が置かれてきました。日本固有の動植物が外来種に駆逐されるという新たな危機が迫っていることへの対策も、丁寧な調査や手間のかかる除去作業が求められました。鎌倉の誇りである「緑の基本条例」の時代に即応した改訂をする中で、常にみどり課職員の熱意には感謝をしておりました。

渡邊 隆（元緑政審議会委員・議会選出）

目を移すと会派の部屋の窓に御成小学校から続く山の緑がいっぱいに広がっています。私の卒業した第一小学校では見られない光景でうらやましく思います。市議会議員に初挑戦させていただいた時から「みどりの保全」を政策として掲げてきました。鎌倉市、そして市民にとって「みどり」とは何なのか、もう一度考えてみたいと思います。

単に緑地が多いということでは、日本は温暖で多湿なので地方に行けば多くの木々を見ることができます。しかし、首都圏に位置する鎌倉市の市民が一様に緑を求めるのはどういうことでしょうか。鎌倉では同じように歴史・文化を大切にすることに重きが置かれています。

おそらく鎌倉の歴史・文化と緑、自然環境は一体のものなのではないでしょうか。

例えば先人が命懸けで守った鶴岡八幡宮の背景となる山々。八幡宮があるだけではこれだけの信仰は集められないでしょう。これは鎌倉にあるすべての寺社も同様でしょう。緑というより、自然と人間が作った文化が融合、合一することでその意味を持つのではと考えます。その点で鎌倉市が自然の象徴である緑を保全することは市民だけではなく、観光客の方々にも果たさねばならない役割であると思います。

一期目に緑政審議会委員として、先生方、市民、行政の方々に多くを学ばせていただきました。最近では三大緑地の買い取りについて他に予算をまわすべきだという議論もあるようですが、長い目で見れば緑地を保全したことは日本人として市民の、そして国民の精神的な大きな財産となるでしょう。今後も鎌倉市の豊かな自然環境と文化を守っていきたくないと決意を新たにしています。

前川 綾子（元緑政審議会委員・議会選出）

鎌倉で生まれ、鎌倉で育った私は、常に鎌倉の緑と暮らしてきました。緑は当たり前にあるものだという環境に過ごしてきましたが、その緑の成長は、今では、崖崩れ等の災害を引き起こし、陽射しを妨げる要因となってしまっていることは、とても残念です。

私が子どもの頃に各谷戸の崖に植えられた小さな杉達は、大きく成長してしまい、杉花粉アレルギーの原因になり、また適宜な伐採が行われなかったために、細く高く伸びてしまっています。杉だけではありません。鎌倉を囲む山々の木々の手入れがされなくなったことで、荒れた山となってしまっており、崖崩れ防止のために、崖対策工事が市内各所に施されていることも、緑を楽しみ、大切にしようとする考え方とは、逆の方向にあるように思えてなりません

今から20年程前のことですが、常に散歩する道沿いの枝払いがされたことで、散歩の楽しみが無くなった、と市にクレームが届けられたという話を聞いたことをいつも思い出します。眺める緑と共に暮らす緑は全く違い、緑を維持するためには、緑を触らないことのような極端な考え方がまん延してしまった時代が、緑を逆に放置する結果となったのではないかと考えています。もちろん、木々を燃料等に必要とする生活が無くなったことも原因とも考えられます。行政と市民で、早急に鎌倉の緑に対する意識改革が必要です。

嘗て、古都法は悪法と言った方があります。乱暴な言い方に感じますが、実際、そう感じさせてしまう程、緑との共存に苦勞してしまう時代にあることは事実です。

緑政審議会でもこのようなことを常にお話ししてきたような気がします。私にとって緑は大切ですが、ただ大切だと言っている場合でないことも、緑政審議会の委員となって考えさせられたことでした。



ヤマユリ

■鎌倉市緑の基本計画 平成23年9月改訂 抜粋
同計画の表紙等の絵のご協力：鈴木登美子様

2 市民委員

齋藤 マリ（元緑政審議会委員・市民）

委員の経験は人生の得難い思い出である。毎回配られる会議資料が膨大で、担当者の大変さを痛感、簡素化の必要性を感じた。

私は、街中の緑の保全の最後の砦である生垣を作るための壁面後退の確保と屋上緑化の推進や、天園などに見られるオーバーユースを食い止める必要性などについて発言した。

仙台への視察旅行の折、青葉城の堀に舞い降りた川蝉の美しかったこと。その折、旅費は自費だと申し出て、保険の関係で無理と言われ、旅費相当額を緑基金に寄付したことなどが懐かしく思い出される。

当時、別に世話役を務めた街づくり協議会が定めたとおり、新設される石塀が減り生垣が増えたが、鎌倉の街も益々緑豊かで安全な街へなっていくことを切に願って止まない。

池 英夫（元緑政審議会委員・市民）

鎌倉市緑政審議会には、緑の基本計画の改訂時期に当たった為、平成20年からの2期4年間、市民委員として参加させて頂きました。

特に印象深かったのは、一般開放される前の扇湖山荘に視察として参加した事でした。

扇湖山荘のように大きな屋敷はそこを取り巻く緑地も広大で、特に当所は広町緑地から続く緑の回廊の極めて重要な地点であり、市により保存されたのは大変意義深い事と感じております。

市内には三大緑地等複数の特別緑地保全地区がありますが、保全後の管理方法や外来種の侵入及び人為的な移入種の拡大等、今後懸念される問題は尽きません。

緑政審議会にはこれからも鎌倉の緑を守る砦として頑張りたいと思います。

石田 美智子（元緑政審議会委員・市民）

春、鎌倉には多くの桜の名所がある。しかし、大船観音の前の桜はもう記憶の中だけ。2006年、開発に係る報告がなされ、工事開始。

その後道路取付部分の市有地が判明、県から開発許可が取り消されて、結局マンションは建たなかったものの、景観は元に戻ることはない。広町、台峯の自然公園計画が着々と進行する緑政審議会の二年間で、今も残念に思う記憶である。

三十年前、目黒から鎌倉に移り、当時78才の母の咳がぴたりと止んだ。自然に生かされている生物である自覚から、自然保護の運動に参加するようになった。地球保全のため、循環型社会の構築を目指し、現在は生ゴミのバイオ化実現と努力中である。

大河内 重富（元緑政審議会委員・市民）

自然のままに・・・今思えば緑政審議会の委嘱を受け会議に出席しても話の内容が大きすぎて応募したことに悔いを残したものでした。応募の動機も、鎌倉市内全域の緑政よりも私たちの住む周辺の緑、特に梶原山を開発して開発業者が残していった手付かずの緑地が、ゴミの不法投棄で悩んでいる現状を見かねての応募でした。その後、資料を見ながら自分なりに考え、各種講習会に参加して何をどうすれば良いのか研鑽しながら探ってきました。そして気づけば、辿り着いた結論が幼い頃の体験を生かした原点回帰でした。原点回帰などと大げさなことを言うと恥ずかしいが何のことは無い、ケガをしたら絆創を貼るが如く自分がちょっと動いて、ゴミが捨てられたら拾って片付け、捨てられる前にチョッと動いて周りの環境を少しだけ綺麗にすれば良いことでした。以来、町内会活動に軸足を置き、周辺の緑地や公園・街路樹など、少しずつではありますが根気強く、原点回帰を実践し、少しずつ綺麗になっていると思えるようになって来たこの頃です。

佐藤 二郎（元緑政審議会委員・市民）

私は出生地小田原より鎌倉へ転居して55年過ぎた今日人口、生活環境の悪化は著しく又鎌倉市緑の基本計画の確定した1996（平成8）年頃は鎌倉風致保存会、鎌倉市緑のレンジャーOBとしてみどりの保全に関与していました。全国初の基本計画案として評価され、誇りに思い、市職員の手助けと考え実績が認められれば市の計画へ算入されると考え協力していました。鎌倉市の土地は整備するに際し、市みどり課等と密な打合せをしながら施行する特殊な土地柄です。市民の人達の協力を期待しながらする事業ですから打算的な考えはよくありません。特に最近では総論賛成で実行は反対との意向が影で強いようですので、担当者の苦勞が解ります。他の都市では考えられませんが鎌倉は「カマド」の口火で考え大きく東は箱根の山々、北は丹沢山麓、西は関東平野の一員、南は太平洋即ち相模湾と考え、緑計画結果を公表し、結果の出来なかったことの原因を公表して次に期待するようにしたらと考えます。

とにかく鎌倉全体を考えるような市民になって欲しいです。鎌倉は「カマド」の口火でこわれやすいです。

久保 順三（元緑政審議会委員・市民）

緑政審議会のあゆみを振りかえると、鎌倉市の緑の行政は先人の貴重なレガシーを受け継ぎ、優れた専門委員の下、実務に携わって来た市の職員の長期にわたる努力が結実して、他の自治体に誇りうる業績を積み上げてきたことが判ります。ところが近時、緑行政の実情を知らない一部の方から、「鎌倉の緑の問題は終わった。これ以上緑に金を使うな」という声があると聞き及んでおります。しかし鎌倉市の伝統ある緑政予算は、時代の空気に左右されず、デフレ経済の圧力の下で財政の余裕が狭まっても、一時でも緑化行政を後退させてはなりません。現在も焦眉の急を要する案件が山積しています。前例もあることですから、必要に応じ、再びみどり債を発行する事も考慮して頂きたいと思います。

柴田 好敏（元緑政審議会委員・市民）

我国も人口減社会に突入したようです。空き家率は三割を越えると予測されていますから、街じゅうが空き家だらけになってしまいます。

道路や橋、上下水道等のインフラやライフラインはすでに更新期を迎えています。利用効率が低いので更新事業もままならないようです。

鎌倉は尾根や谷戸の先端まで、細長く住宅化していますので、問題は深刻なはずですが、

この状況を打破し、健全な都市サービスを可能にするために、コンパクトシティ化が全国で進められていますが、鎌倉市はどのような対処を考えているのでしょうか？

コンパクト化したときに非可住地が生じますが、私はこれをどう位置づけ街に組み込むかが成否の鍵の一つと考えます。

北山 武征（元緑政審議会委員・市民）

平成26年から市民委員として、2年間という短い期間でしたが、鎌倉市のみどりの取組について貴重な経験をさせていただきました。

この鎌倉という古都がみどりに包まれて風格を持っているのも強力な行為規制によるもので、その実施に当たって市が大変な苦勞をしていることを実感しました。このみどりを永く保存していくためには、行政の力だけでは限界があります。市民の力をそして国家的財産でもあり国民の理解と協力をもっと得る必要があるでしょう。財源についても、税金だけでは限界があります。鎌倉には毎年2千万人を超える方が来ています。この方の多くは歴史的風土を享受していますし、観光客で経営している方も多いでしょう。こういった受益者からの財源も検討しては如何でしょう。地域のみどりについては、住民自らの手でできるよう、リーダーの養成も市の重要な役割だと思います。

やるべき事はまだまだ沢山あります。市民憲章にもあるように、自然を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えるよう、市民とともに誇りを持って取り組んでください。

煙原 郁子（元緑政審議会委員・市民）

緑地の保全が気になり応募しました。無名の緑地が手入れにより価値が付加されればと考えたのですが、今思えば市は拡充を考えていたのでしょう。「保全」違いでした。会の中では、例えば生物に対してはそっとしておくことも大事と知ったり、また、広町緑地の開園式では当地栽培米のお餅や当緑地の歌を聞かせていただいたりしました。

緑地の良し悪しは社会を反映すると考えます。よく手入れされた家々の庭などが鎌倉の美に貢献しているように、ただの緑地が有効に保全され、「クール鎌倉・緑の美」(?)が社会環境に貢献していくことを期待しています。

ところで市民委員で……。色々お世話になりました。そして有難うございました。

野口 景子（緑政審議会委員・市民）

古都保存法 50 年、緑政審議会 20 年前後のタイミングで市民委員の末席に加えていただいた者としては、その歴史と成果について資料などから改めて知ることができたのは意義深いことでした。

一方で鎌倉の緑と住民意識の現在とはというと、例えば昨年発表のシティブランド調査(日経 BP 総合研究所)で鎌倉市は都市住民が住んでみたい自治体の 4 位。選ばれた理由としては「街並みや景観が美しいこと」「自然環境が豊かなこと」の 1、2 位が特に多く、「閑静な住環境がある」「公園や緑が多いこと」などの回答から緑政の成果が鎌倉市民に限らず一般市民にも浸透している表れがみられました。

今後はこの環境の保全を続けていくために、緑政に携わる皆さまが異口同音に語られる「これからは維持管理がたいせつ」という共通認識の一般市民へのさらなる発信が必要ではないでしょうか。そして個人レベルでの意識にとどまらず新たな市民運動の高まりがあるとよいのにと期待し、それに微力でも関わられたらと願っています。

植木 陽子（緑政審議会委員・市民）

鎌倉に住んで数十年。子供の頃は目の前に雑木林があるのが当たり前でした。

しかし、自分の住む地域が開発されて出来た地域だと知り、そして、残っている目の前の林の様子が変わっていく事に対して次第に疑問を持つようになりました。

そんな中、市がどのように鎌倉の自然を守っていくのかという事に興味を覚え、「鎌倉市緑の基本計画」や緑政審議会市民委員の応募を知り、これからの鎌倉の自然のありように何か貢献できれば、という思いで応募しました。

貴重な機会を頂き、鎌倉の緑を守るための大切な活動に関わらせて頂いたことを誇りに思い、鎌倉で育つ子供たちのためにも、より良い状態で未来へと緑を残していけるよう、任期を務めたいと思います。

山本 俊文（緑政審議会委員・市民）

市民委員を拝命して 1 年になりますが、鎌倉市では先人の諸活動により緑地の保全、都市公園の整備等で大きな成果を挙げてきたことを再認識させられました。本書で鎌倉市での取り組みをより多くの方々に知って頂き、それぞれの活動に活かされることを期待します。

これからの鎌倉市の緑政においては、景観や環境はもちろん、防災、健康福祉などさまざまな都市施策との連携で捉え、市民活動をはじめさまざまな組織との連携による「都市経営」の視点が重要になってくると考えます。この視点から市民委員として、今後次のことに重点をおいて活動したいと思っています。

- ① 市街地でのみどりの創造
- ② みどりの市民生活への活用
- ③ 緑政の財政基盤の構築

3 学識経験者委員

奥水 肇（鎌倉市緑政審議会会長・明治大学農学部前教授）

三大緑地の保全方策をめぐって市長が何度も民意を問う。お隣の逗子市で繰り広げられた池子弾薬庫の緑地保全問題のことが頭をよぎりました。緑政審を立ち上げるのでそのメンバーに加わってほしいと依頼されたばかりの頃です。これはしばらく大変なことになるかもしれないと覚悟を決めました。意見をかみ合わせなければ方向性も見いだせないし結論を共有することもできないだろうと、委員同士が互いに向き合い意見をぶつけ合うことを目指し、進行役に徹するよりは一人の委員として疑問を出し自分の意見も言うようにしました。こうしたやり方を許して頂いたのも、最高の知見をもった学識委員、本物の施策を展開したいと願う議会委員、鎌倉をこよなく愛する市民委員がそろっていたからだと思います。長時間の議論に対応した事務局の丁寧な支えもありました。

タイミングの良い幸運にも恵まれました。広町の着地点を探っていた時、都市林という概念が国の都市公園の制度の中で提案されたことです。しかし都市林という言葉は、以前から一部の緑の研究者の間では使われていましたが、面積が300haもある国営武蔵丘陵森林公園のような大規模で広域利用のものを指していたように思います。ですからこの国営公園とは別の種別として、都市林を営造物としての都市公園に入れると言われても当初は戸惑いがあったのも事実です。市民の方々からすればなおさら、都市林て何？ あっ公園なんですか、ブランコや滑り台と砂場があるような人工的な公園はいりません、広町はもっと自然なものですと大反対されたのは当然でした。全面保全ということで合意されていた、広町では草木一本たりとも手を付けない、まして階段を付けたら広場を設けたりと土地をさわることはありえないというイメージで固まっていたからでした。

緑地として担保するには土地を買うことが最終手段でありもっとも強力です。それを市民の共有する社会資本とするには、その緑地の価値が多くの人々に享受されるものでなければなりません。守られた緑の利用の仕方の一つに新しい都市林という概念を当てはめようというこの理解が広がるのに、少し時間がかかりました。緑地の“全面保全”とは土地は買い取るが、凍結的な保護ではなく、市民と緑の共生を持続的に図ることを目指しそれを具体化することですと粘り強く市民に説明した市当局の努力に敬意を表したいと思います。

鎌倉の緑地保全が、開発反対署名活動だけで実現したのではなく、動植物の保護、遊歩道の安全確保や清掃などを進めてきた市民による長年の地道な活動が支えてきたということが広く知られるようになると、全国各地で起こっていた都市近郊の里地里山の保全活動に波及し、市民自らが協力参加して健全な緑地を保全しようという当事者意識の高まりへつながりました。こうした動向が広がったことにより、国は市民緑地という制度を立ち上げ、小さな規模の緑に対しても保全活用への市民参画が行われているものについて、さまざまな優遇措置や支援を展開するようになりました。これも緑先進都市鎌倉の市民力の賜物と言えます。緑政審に参加したすべての委員の方々の努力がそこに結びついたと思っています。

今後は、緑のないところ少ないところに緑を回復し、増やす努力と手法を展開するための知恵を出したいと思っています。緑政審の役割と活動はまだまだ続きます。

鎌倉市の緑との関わりは、四半世紀になる。国の審議会は旧総理府の歴史的風土審議会、さらに社会資本整備審議会の歴史的風土部会長（旧歴風審会長に相当）や都市計画部会公園緑地小委員長を仰せつかり、都市公園の種別に都市林創設、緑の基本計画の制度創設、景観法や歴史まちづくり法制定など、鎌倉市の都市政策・みどり政策に関係が深い事柄に関わってきた。国の審議会の思い出については、『古都保存法施行 50 周年記念誌』（2016 年 12 月発行、16 ページ）でインタビューを掲載させて頂いた。

国の審議会は私の発案で鎌倉山の扇湖山荘で開催した回もある。鎌倉の古都区域拡大は段葛と名越切通などに対して実施された。段葛への拡大の意図は古都鎌倉の都市構造の明確化である。鎌倉市では段葛から遠景の保全緑地が見えるよう商業地の建物の高さ制限を行ってきた。切通と七口は古都鎌倉の都市構造の重要な要素である。

私の学識者としての意図は、和賀江島への指定、横浜市内の朝比奈切通、金沢文庫、称名寺に対して古都区域を拡大すべきと思っていたが、これは実現していない。

鎌倉の世界文化遺産が実現しなかった原因について私の意見は、鎌倉という都市の意義と都市構造の説明が出来ていなかった。つまり、武家政権が港という経済基盤を持ち、世界史的にも早い時期にライブラリーを持ち、京都五山の元である武家の禅宗文化を育て、日本人の精神文化の元である武士道の揺籃の地であり、武家政権が元寇を打ち破り、モンゴル帝国の東方と欧州への膨張が止まったという世界史的な視点の認識に立ち、中世都市鎌倉が持つ世界史的な意義を説明することが出来ていなかったからである。

鎌倉市緑政審議会の活動で一番の思い出は、懸案の広町緑地の方向性を部会長として取りまとめたことである（本冊子の 22 ページを参照）。「鎌倉市緑の基本計画」の当初策定の際、三大緑地に対して“施策検討地区”という造語を発案し、文字通り正直に、施策を検討する地区として位置づけた。

当時の竹内市長は、「緑の基本計画」で、民有地の緑に対する自治体の政策判断（公有地化、民有のままで支援、開発容認などの判別）が判明することに対して、抵抗感を示されたが、最終的には決裁して頂いた。この結果、鎌倉市の緑の基本計画は、自治体の緑政策を曖昧にせず明確に記した点で特色があり、全国の先進事例であるとして高く評価された（本冊子の 13 ページを参照）。

鎌倉市緑政審議会における「緑の基本計画」策定・改定プロセスを通して、世論、市議会、行政当局、民間開発事業者との間で、長年の懸案であった三大緑地の取り扱いに関する合意形成が徐々に形成、醸成された。その結果、鎌倉市及び鎌倉市議会の政策判断として、三大緑地の保全策が意思決定され、その結果として、民間事業者の譲歩・理解、国や県からの支援策を導き出したことは、客観的な事実である。鎌倉市緑政審議会における真剣な議論、緑の基本計画という法制度が貢献したことも事実である。

鎌倉市は、古都法の発祥の地であると共に、今日に連なる都市の緑を守る要となる「緑の基本計画」を全国に先駆けて策定してきた。第一次緑の基本計画は、1996年に策定され、環境保全、レクリエーション歴史、景観、歴史文化の視点から、鎌倉の緑の構造を明らかにし、実現に向けた施策のロードマップを示したものであった。しかしながら、当時、いわゆる三大緑地（広町、常盤山、台峯）の保全が、喫緊の課題となっており、生態系に関わる詳細な調査に基づく、緑地評価と計画への要望が多く市民から寄せられていた。

このため、市は、2001年から2003年にかけて、市民協働のもとに全市域の自然環境調査を行い、ビオトープ・マップを作成した。当時、ビオトープは、生物の生息地として、学校や公園、河川空間などで、保全・整備されていたが、緑の基本計画において、ビオトープをベースとする事例はなく、私たちは、ドイツの事例などを参考にしながら、試行錯誤でこの作業に従事した。

私は、学術研究者として、この調査に協力を行った。ビオトープ・マップの作成に先立ち、現存植生図と地形タイプ図を作成し、カラー空中写真を活用し、現地調査を行いながら、植生を同定していくという膨大な作業が行われた。これは、鎌倉市が狭小な谷戸に沿って発達した都市であり、植生のモザイクが細かく、しかも、この複雑性こそが、鎌倉の特質であったからである。

結果的にビオトープ・マップは、1/2,500地形図の図面情報を組合せて作成することとなった。また、市域22箇所での生物相調査（植物、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物）をおこない、地域の生物調査活動者へのヒアリングも実施された。ビオトープ・タイプは、樹林系、草地系、自然草原系、水域系の4つの大分類に基づき、詳細な区分が行われた。また、鎌倉特有の切り通しや露頭を特徴付けかつ生態的に重要と考えられるものも、小分類として追加された。

この成果は、2003年に子供たちにもわかりやすい冊子として公表され、大きな反響をよんだ。このような地道な調査を踏まえて、2006年には、緑の基本計画の全面的改定が行われ、三大緑地の保全の道が切り開かれていった。

あらめて、2003年の「自然環境調査」の冊子を手にとると、表紙は子供たちの絵であるが、内容は、極めて学術的のレベルの高いものであり、しかも、重要な緑地の生態系の情報が、即地的に記述されている。図面の縮尺は、1/2,500であり、参考としたベルリンのビオトープ・マップは、1/5,000であることを考えると、遥かに緻密なビオトープ・マップであることがわかる。その後、生物多様性基本法が策定され、都市における生物多様性に配慮する計画が策定されるようになったが、鎌倉市の取り組みは、時代に先んじており、しかも、その緻密さ、保全施策との連動において、一時期を画するものであったと考える。

このように、鎌倉市の緑地保全は、戦前の風致地区制度の導入にはじまり、古都法、緑の基本計画、そして都市の生態系の保全と、時代の要請を踏まえて、フロンティアを切り開いてきたと考える。緑政審議会の一員として、この間の活動に参加することができ、また、多くの市民の皆様からご教示を賜りましたことに、この場をかりて、感謝申し上げます。

鎌倉のまちは常に緑と共にある。私が生まれた産科医の窓辺には桜の古木があり毎年見事な花を咲かせ、五所神社通り沿いにあった祖父母の家の窓からは、いつもモクモクと豊かな緑の稜線が望めた。そんな鎌倉の緑保全の原点と言われる御谷騒動が起きたのは、私自身がこの地で生まれて2歳の時、東京オリンピックで盛り上がる首都圏の乱開発がその発端であった。つまり、世の中の発展、利便性、合理性追求の裏返しとして自然への侵蝕が常にあるのだ。

父親の転勤で九州から北海道まで各地に住んでみて、所帯を持って緑乏しい東京都心に暮らし、逆に緑だらけの東北山形に勤務してみると、ここ鎌倉の緑がいかに特別なものであるかがはっきりとわかる。すなわち現在、都心 50km 圏内にもかかわらず、こうして目に見えて我々の生活を囲み、常に潤いや安堵を与えてくれている豊かな緑は、黙って放っておいてできたものではなく、図らずも五十数年前の決意や行動をきっかけに、もちろんそれより遙か以前の昔から、先人たちによってずっと伝えられ、守られ続けてきた実績であり、それがかけがえのない貴重な財産であることを、市民誰もが認識しておく必要がある。

鎌倉市におけるもう一つの審議会である鎌倉市景観審議会（旧称鎌倉市景観デザイン委員会）の草創期からの一委員として、特に都市景観の視点から緑政審に列席させていただいてきた。自身の専門とする歴史的建築を含めた景観の議論は、植生、風景としての緑の課題と等しく、政策として2つの難しさを持っている。一つは、それ自体が直接人命にかかわらないこと、もう一つは、ゆっくりと形成されていくもので即答えが出ないことである。市民の議論、あるいは関心の得やすさとして、前者はその訴求性が課題となり、後者はその持続性が課題となる。

前述の通り、鎌倉の緑は、都市林という言葉が示す通り、郊外都市の中で守られてきた特別な緑であることが象徴的だが、市民にとってはこれがすでに良くも悪くも当たり前風景になってしまっているのもまた事実といえそうだ。その維持や管理の苦労や難しさをしっかりと理解し、行政や専門家任せにするのではなく、自分たち自身にも何ができるのかを共通認識として、誇るべき鎌倉の緑を市民一人一人がみんなで無理なく自然に育て上げていく一端を担うという意識を全市民に持ってもらうことが肝要であろう。

折しも鎌倉市では現在 15 年遅れで市民協働の仕組みづくりが再検討されている。少子高齢化、防災、観光対応など様々な都市経営の形があるが、とりわけ緑の施策は戦後の高度成長が産み落とした鎌倉らしい課題として、せつかくここまで守り育ててきた長きに渡るプロセスを大切に引き継いで、全市民で支え続ける大きなテーマとして共有していく新たなステージに入りつつあると考えられる。

人を育てる重責を負う生業に就く一員として、まずは鎌倉らしい自然や歴史に高い意識と誇りを持って一緒に育てていける次の世代を、春の新芽に象徴されるこの緑と共に、念入りに丁寧に育てていくことが今まさに求められよう。

飯村 武（元緑政審議会委員・元鎌倉市緑化推進専門委員 元麻布大学講師 農学博士）

昭和の中期、鎌倉の中枢に位置する御谷、その開発阻止運動は「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」を生み、トラスト運動の魁となった。比喩的に鎌倉は日本史の古戦場、御谷は緑史の「いざ鎌倉の地」。

縁あって私は平成4年4月からいざ鎌倉の地に立つことになりました。所属は「鎌倉市みどり課」、辞令は「緑化推進専門委員」、通称“みどりの先生”です。

特命は家庭花木類の健康診断。病虫害対策が主で、何うといきなり「農薬は何を？」です。「それは最後の手、まず生態を！」と、神仏の街にあやかり伝家の生態防除論の日々。

次なる特命は「みどりの学校」。生徒は人生大学の博士課程の皆さん、女性力が3分の2。野外の実学が大人気で、草木の名前から始まるのですが、最後は自然林の階層構造、鎌倉の潜在自然植生は、と言ったレベルまでの猛勉強ぶりです。

時代を反映してか、緑の要請は類には類を呼んでの拡大路線。列記すると次のようです。

森林公園の維持ガイダンス、歴史的風土の地域活性化検討、緑化審議会関係、緑のレンジャーガイダンス、環境政策専門委員などで、最後の緑政審議会、これは以上の現場体験等の集約、その反映の場でもありました。

緑政審議会への諮問事項は3大緑地（広町、台峯、常盤山）問題、学術調査による緑地自然ランクの検討、これらをベースとした緑計画の改訂です。その議論のさなか広町は急転直下、保全への展開となったのです。地権者、市民、行政（窓口）がそれぞれに賢い知恵を尽くしての結晶です。私は思いかけずこの結晶を胸にし、“いざ鎌倉の地”の任を辞したのでした。市民の皆さん、職員の皆さん、大変お世話になりました。

梶山 正三（元緑政審議会委員・弁護士）

私の住む山梨県北杜市では、点在する空地が除草剤の散布や防草シートで覆われて雑草さえも根絶やしにされ、一方では里山の森林も伐採されて、はぎ取られた緑地の跡に無機質のソーラーパネルの群落が地面を覆っている。日本一日照時間が長い土地のゆえに、FIT(再生可能エネルギー固定価格買取制度)のもとで、あらゆる緑地が失われてゆく光景が日常化している。

凄まじい破壊を日々眼前にして、古都鎌倉の緑も大丈夫だろうか？と考える。FITは人々の金銭欲をかき立て、それによって緑地を破壊しソーラーパネルで覆い尽くすために国が作ったシステムである。お陰で里山や市街地の緑さえも容赦なく破壊されている。地域の緑は、地域で守るしかないことを痛感する。古都鎌倉の緑を将来にわたって保全するには地域の強い結束が不可欠である。



ヤブコウジ

■鎌倉市緑の基本計画平成18年7月改訂 抜粋、同計画の表紙等の絵のご協力：鈴木登美子様

日本中世史を専門としている私にとって、鎌倉は、比較的「身近」な存在であったはずである。かつて鎌倉をテーマにした原稿執筆に際し、あちこちを歩き回ったこと、某館所蔵の絵図の閲覧を申請し、見事に却下されたこと、いろいろな発掘現場を訪れ、勉強させていただいたこと（「猫山冒険少年少女団」とか名乗っていた）など、思い出はつきない。

そんな私が緑政審議会委員になり、現地見学などにも参加させていただいて驚いたことがある。それは、それまで歴史の観点からは全く行って見もしなかった多くのところをご案内いただいたことであり、それらの場所にも、歴史の根が息づいていたことに気づかされたことであった。そのときふと思い出したのが、「竹木を切り払う」という習俗である。

中世には「犯土」という語も存在した。これは土を掘ったり移動したりすることに対する禁忌で、その「とき」を誤ると、土中の神（土公＝つちぎみ）よりたたりをうける、とする陰陽道の説である。つまり、中世の人々が自然に対して人為的な改変を加えることに一種の禁忌をいただいていたのである。そのことと、「竹木を切り払う」事は、実に矛盾するようにも見える。しかし、それらは矛盾するものではなく、およそ「はじまり」と「おわり」の関係にあたるものであった。というのも、「犯土」は、主に新しい家屋等々を造成するために行われたものであり、逆に「竹木を切り払う」ことは、すでに存在した住屋・城郭等々を破却する際に行われたものだったからである。

前者は比較的理解しやすいことであろう。鎌倉でも、新たな建物などを造成するときは、地業といって、必ず新しい土を盛ることが行われていた。それが繰り返されたために、相当地盤が高くなったことも発掘調査で判明している。まあ、今にも通じるころであろう。これに対して、なぜ、住屋・城郭などを破却する際に、「竹木を切り払う」ことが行われたのか、やや理解に苦しむところでもある。むしろ、自然の「竹木を切り払」い、新たに造成することを意味しているようにも受け取れるからである。これに対する理解としては、おおよそ次のようなことが指摘されている。

中世の住屋などにおいては、「後苑樹木、四壁竹、前栽茶園」を植えるべきだとされたように、その造営にあたっては、「竹木」などが、「四神具足」のために不可欠のものとされていた。例えば永福寺跡で、桜の植栽のあとが見つかったのも、そうした事例としてとらえることができる。城郭も同様であり、城外はともかく、土塁の内側には樹木を植え、そのことが城繁栄のシンボルとなっていたのである。それ故、「竹木を切り払う」ことは、つまり、人為的な構築物を破壊し、自然の状態に戻すことであった。もちろん、それほどものが破却されたわけでもない。ということは、例えば都市鎌倉についてみれば、開発行為が行われており、それ故に豊かな緑に囲まれていた、ということになるだろう。

そういえば、鎌倉市の緑の保全の大きなきっかけも、おやつ騒動という、史跡保存のうねりであった。いわゆる「おやつ」は八幡宮の「二十五房跡」とされる重要な史跡であり、

昭和 39 年（1964 年）、この地に宅地造成の話が持ち上がり、これに反対する地元住民の運動は、鎌倉市民から文化人、やがて全国へと広まりました。後に「御谷騒動」と呼ばれます。

そして、同年 12 月に（財）鎌倉風致保存会が設立（平成 23 年 4 月より公益財団法人）され、全国からの寄付と市からの援助金あわせて 1,500 万円で御谷 1.5ha を買取りました。昭和 41 年（1966 年）にはこの運動が契機となり、「古都保存法」が制定されました。こうしたことから御谷は「日本のナショナル・トラスト発祥の地」及び、「古都保存法発祥の地」といわれています。（「鎌倉風致保存会だより」HP より）

私はこの「騒動」の当事者でもないため、このような引用をさせていただいた。ただ、鎌倉市の緑の保全が、いずれにしても歴史そして史跡と密接にかかわっていたのである。

古都鎌倉は、それ故に、緑の都市たり得たのである。

鎌倉市の緑政において、緑の基本計画策定とその後の施策展開は、御谷騒動以来の大きな転換点であったと思います。積極的に緑地を保全しようという動きが加速され、大規模な開発には急ブレーキが掛かり、三大緑地や近郊緑地保全地区等、主要な緑地の保全が担保されてきました。多くの関係者の協力を得て、鎌倉市独自の施策展開も図られ、広町緑地の都市林構想が実現し、近郊緑地保全区域の拡大と格上げ指定が為され、台峯緑地の整備実施も着手される等、この20年間の緑政実績は、鎌倉市民としても誇れると思います。

保全対象緑地22箇所を対象に実施された鎌倉市自然環境調査は、本格的な調査としては鎌倉市初の事業であり、鎌倉における自然環境調査の基本手法を確立し、主要な環境要素における動植物の生息環境を解析しました。また、個人レベルの主要な自然データや知見を収集し、公的なデータベースの整備も図りました。その成果は、緑地の保全事務を進める上で、重要な科学的根拠となり、保全が担保された緑地の維持管理計画にも反映されています。

この自然環境調査では、学術的に専門性のある技能を有する市民ボランティアの方々の協力も得て、鎌倉市自然環境調査協議会を設置しました。その後の近郊緑地特別保全地区格上・指定候補地の調査では、市の予算的裏付けが無かったため、この協議会のメンバーを主体とする市民ボランティアによる高度な自然環境調査結果が基となり、近郊緑地保全地区の拡大と格上げ指定が実現しました。全国的に見ても、前例の無い快挙と言えるでしょう。

これからの20年では、保全が担保された緑地の質の向上と維持管理が大きな課題となり、種の多様性や地域性の保全に配慮した施策展開が望まれます。

長年放置された緑地では、スギやヒノキの植林地が荒れていたり、竹林の侵入が目立ったりと、適正な維持管理作業が必要になっています。さらに、タイワンリスやアライグマ・ガビチョウ等の特定外来生物が定着してしまい、タヌキ・イタチ・ウグイス等の在来種が生息環境を追い出され、谷戸の生態系に擾乱が生じており、保全が担保された緑地の質が損なわれている例が目立ちます。

緑のレンジャーや緑の学校のOB達が、連携して維持管理活動を展開して下さっています。一方で、様々な市民ボランティアの維持管理活動にも、生物多様性への配慮を取り入れる仕組みが不可欠です。モニタリングと評価の手法を普及・整備して、緑地の緑の質の向上と維持管理を担保しておく必要があるでしょう。ボランティア作業には、作業者の視野が狭くなって過剰な作業に至ってしまったり、特定の価値観で偏った方向へ向いてしまうリスクも考えられますので、コーディネーターの育成が求められます。

常盤山で実施されている確保緑地の適正整備事業の試みが、生物多様性に配慮した樹林管理の鎌倉方式確立に役立つはずですが、鎌倉全体の多様な環境特性に応じて、在来種の保全を図りながら、ノウハウを蓄積していく必要があります。

入江 彰昭（緑政審議会委員・東京農業大学准教授）

私が緑政審議会委員を委嘱された平成22年は、鎌倉市の長年の関心事であった三大緑地の保全計画の最終段階にあり、今後は保全された緑地を市民の方々と共に、あるいはそれに関心を示す観光等のステークホルダーの皆さまと共にマネジメントをどう進めていくかが課題でありました。そうした中、緑政審議会委員の一人として平成23年度「鎌倉市緑の基本計画－グリーン・マネジメントの実践－」の構想に参画できたことは、大変勉強になりました。

興水肇会長をはじめ越澤明会長職務代理、石川幹子先生、志村直愛先生、岩田晴夫先生をはじめ委員の皆さま、事務局としてとりまとめてこられた鎌倉市役所の皆さまのこれまでのご尽力に敬意を表します。

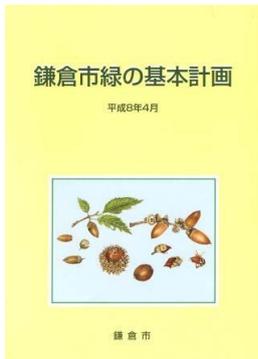
多くの方がご周知のように、今日享受される鎌倉市の緑は、鎌倉市民自らの保全運動からはじまり1964（昭和39）年に誕生した公益財団法人鎌倉風致保存会の活動が大きな役割を果たしてきました。そして今、鎌倉市に限らず都市再生・地域再生は喫緊の課題であり、都市の中に残されてきた貴重な緑のストックの価値の顕在化が重要となっています。

なぜならグローバル化した知識基盤型の創造社会の中で地域限定のオリジナリティある都市再生・地域創成には、市民とともに育む緑のストックを核としたグリーン・マネジメントが重要であると思うからです。私も市民とともに歩む鎌倉のグリーン・マネジメントの実践に少しでも貢献できればと思います。

4 その他 関連

鈴木 登美子様（緑の基本計画表紙等の挿絵のご協力）

平成8年の鎌倉市緑の基本計画当初策定から、表紙等の挿絵のご協力をいただきました。



平成8年
コナラ、クヌギ、マテバシイ、スダジイの実



平成13年
サルトリバラのリース



平成18年
市の木 ヤマザクラ



平成23年
タンポポとクローバー



平成23年
序章 オオイヌノフグリ

第8章 外部からの評価

緑の基本計画や緑化推進団体の取り組みは、外部からも高い評価をいただいております。客観的な評価は、次の取り組みに向けた大きな励みとなりました。

本章では、市や鎌倉風致保存会、鎌倉市公園協会が評価をいただいた主な表彰等についてご紹介します。

1 緑の基本計画関連

(1) 緑の都市賞 国土交通大臣賞受賞

受賞日 平成 15 年 10 月 29 日
 選定主体 財団法人都市緑化基金

〔緑の都市づくり部門〕 神奈川県鎌倉市

特色ある施策：山と海の自然と人・歴史が共生する鎌倉の街づくり



◆同市では、「緑の基本計画」に基づき、各般にわたる緑化の施策に取り組んでおり、これまでに緑地保全推進地区として6地区34.85haを指定している他、歴史的風土保存区域989ha、近郊緑地保全区域243ha、緑地保全地区4地区10.1ha、風致地区2.194haの指定を行っている。特色ある施策として取り組んでいる「山と海の自然と人・歴史が共生する鎌倉の街づくり」では、緑地等買取のための基金設置、保存樹木・樹林の指定、古都保存法に基づく樹林管理、市民団体と連携した公園や街路樹の管理などに取組み、これまでに保存樹林338haの指定、公園愛護会や街路樹愛護会が行う117公園、22路線の街路樹管理への支援などを行っている。今後は、新たな緑地保全地区の指定やトラスト運動に取り組む鎌倉風致保存会の支援を行うとともに、市民参加による緑地管理のための人材育成や体制づくりなどに取り組んでいくこととしている。



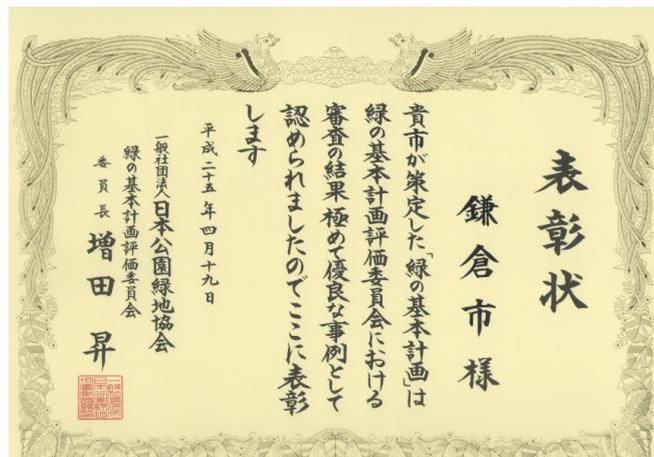
(2) 緑の基本計画優良事例の評価

ア 緑の基本計画優良事例 全国2位の評価

選定日 平成 14 年
 選定主体 緑の基本計画評価システム検討委員会：(社)日本公園緑地協会

イ 緑の基本計画優良事例 40選 最優良事例(22計画)の評価

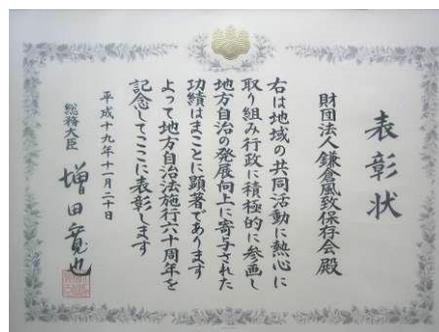
選定日 平成 25 年 4 月 19 日
 選定主体 緑の基本計画評価委員会：(一社)日本公園緑地協会



2 公益財団法人 鎌倉風致保存会

(1) 地方自治法施行 60 周年

平成 19 年 11 月 20 日、地方自治法施行 60 周年を記念し、総務大臣の表彰を受けました。



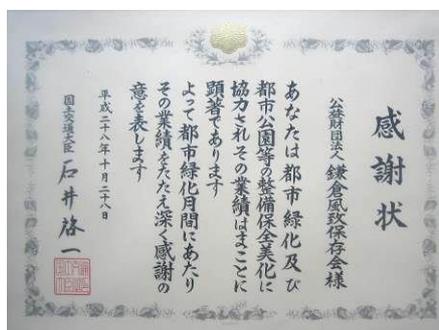
(2) 美しく国づくり景観大賞特別賞受賞

平成 28 年 6 月 22 日、特定非営利法人 美しく国づくり協会から美しく国づくり景観大賞・特別賞（応募名：鎌倉の聖域「御谷（おやつ）」の景観を守る一日本のナショナル・トラスト発祥の地は今も市民活動で―）を受賞しました。



(3) 都市緑化及び都市公園等整備・保全・美化運動における都市緑化功労者国土交通大臣表彰

平成 28 年 10 月 28 日、都市緑化及び都市公園等整備・保全・美化運動における都市緑化功労者表彰において、国土交通大臣の表彰を受けました。



3 公益財団法人 鎌倉市公園協会

第 30 回都市公園コンクール 一般社団法人日本公園緑地協会会長賞受賞

平成 26 年 10 月 29 日、「ひろげよう、育てよう、みどりの都市」全国大会における平成 26 年度第 30 回都市公園コンクールにおいて、（一社）日本公園緑地協会 会長賞（管理運営部門、作品名「楽しいネーミングによる公園サポーターとの公園管理」）を受賞しました。



4 コラム

元国土交通省都市・地域整備局大臣官房審議官 (一社) 日本造園建設業協会常任顧問 高梨 雅明

平成6年の都市緑地保全法改正(平成16年改正で都市緑地法に名称変更)で緑の基本計画制度が創設され、緑地保全地区(平成16年改正で特別緑地保全地区に名称変更)内の土地の買入れ主体に都道府県に加え市町村等を位置付ける等の改正が行われました。その特色は、地域の実情を熟知した基礎的自治体である市町村の権限を大幅に強化したことや緑の基本計画の策定に際し住民意見の反映措置や緑の基本計画の公表を義務付けた点にあります。

その制度設計に際しては、

- ・鎌倉市民から、緑の基本計画の前身である「緑のマスタープラン」(市が原案を作成し県が策定)に対する情報公開請求があり、開示後に市の取組みへの全面的な支持の意向が示されたこと
- ・古都保存行政では対応できない市域における3大緑地等の保全に関わる鎌倉市と法制度上緑地保全地区内の土地の買入れ主体である神奈川県との役割分担を巡る議論が膠着状態にあったこと

などの鎌倉市が直面していた状況が考慮・反映されたところです。

法改正を受け、鎌倉市においては、全国に先駆けて

- ・緑の基本計画の策定の義務付けや緑の保全及び創造に係る審議を行う緑政審議会を設置を市条例に位置付けたこと
- ・緑政審議会での濃密な審議を経て緑の基本計画の計画内容をより詳細化し市民・事業者等に対して計画の事前明示性を高めたこと

は、他都市に対し刺激を与え、緑の基本計画制度の全国的普及に大きな役割を果たしてきたといっても過言ではありません。

また、鎌倉市を取りまく行政課題の動向の変化等を踏まえ、

- ・計画の見直しを5年おきを実施し、当初策定以来3回にわたって改訂、その精度を高めてきたこと
- ・計画の実現のために法制度の活用、国の事業制度の導入や鎌倉市独自の施策を総合的・一体的に講じてきたこと

も全国的に見て画期的な取組であり、都市緑地行政のあり方を示すのমতして他の模範となっているところです。

鎌倉市民の方々が、古都保存行政発祥の地である鎌倉を誇りとして、人と自然・歴史文化との共生を志向する強い意志を抱き続けてきたことが、このような継続的な取組を支えてきたこととは言うに及びません。

これまでの関係各位の並々ならぬご尽力に心から敬意を表するとともに、今後のさらなる取組の進展により、市民の方々に、また鎌倉を訪れる人々にも愛される素晴らしい都市として発展されることを心から祈念する次第です。

第9章 緑と関係が深い市の施策

本章では、緑と関係が深い市の施策として、歴史的建造物や景観重要建造物の活用と保存を目的とした取り組みについてご紹介します。

1 歴史的建造物や景観重要建造物等の活用と保存を目的とした取り組み

(1) 景観重要建造物等と一体となった都市公園整備(緑の基本計画の方針)

- ・歴史的建造物や景観重要建造物の活用と保存を目的に建築物と庭園を一体化し都市公園として整備するものです。
- ・公園施設の上限(建ぺい率2%)に、20%の上乗せ特例が認められます。
- ・対象となる建築物は、国宝・重要文化財指定建築物、登録有形文化財登録建築物、景観重要建造物等です。
- ・景観重要建造物の指定、登録有形文化財の登録等の状況に応じて、旧華頂宮邸、扇湖山荘を都市公園としての整備に向けて推進します。

(2) 平成 27 年度までの主な取り組みと実績(市による取り組み)

【(仮称)華頂宮公園】

- ・平成 18 年 10 月 27 日、旧華頂宮邸が、「日本の歴史公園 100 選」に選定されました。
- ・平成 24 年 3 月に旧華頂宮邸活用検討協議会から市長へ提出された『旧華頂宮邸の保全活用に向けて「提言」』を受け、平成 25 年 9 月から平成 28 年 3 月まで旧華頂宮邸暫定活用運営会議を設置し、保全活用の検討及び実験活用を実施しました。
- ・平成 27 年度、庭園を一般に公開(月・火曜日、年末年始を除く毎日)し、平成 27 年度は 8,543 人が来園しました。
- ・建物内部は、4 月・10 月の 2 回(各 2 日間)公開し、平成 27 年度は、2,726 人が来園しました。
- ・平成 27 年 5 月、実験活用「一日だけの邸宅写真館」を実施し、5 組 26 人が参加しました。
- ・平成 27 年 9 月、実験活用「チェンバロコンサート」を開催し、115 人が参加しました。
- ・平成 27 年 12 月、和館「無為庵」を特別公開し、398 人が来園しました。



■(仮称)華頂宮公園の庭園



■紅葉と(仮称)華頂宮公園

【(仮称)扇湖山荘公園】

- ・平成 22 年 10 月、扇湖山荘及び建築物と一体となった庭園等の土地の寄附を受納しました。
- ・平成 23 年 6 月から平成 27 年 3 月まで、(仮称)扇湖山荘整備活用検討会を設置し、整備活用及び暫定利用の検討を行いました。
- ・庭園の維持管理について、鎌倉造園界から協力の申出があり、平成 24 年 1 月、市と鎌倉造園界で維持管理の協定を締結しました。
- ・平成 25 年度及び平成 28 年度に防災工事を行いました。



■(仮称)扇湖山荘公園テラスから見える木々と海

- ・平成 26 年度、鎌倉造園界から講師を招いて、松の剪定を行いました。
- ・平成 27 年度、4 月・11 月(各 2 日間)に、庭園を市民に公開し、延べ 2,055 人が来園しました。
- ・今後も継続的に扇湖山荘の公開及び利用を実施するために、平成 27 年 8 月に「扇湖山荘公開等運営会議」を設置しました。



■(仮称)扇湖山荘公園 建物の庭側からの眺め

【(仮称)明月荘公園】

- ・平成 20 年 9 月、明月荘及びその敷地の現状を踏まえた将来の保存・活用等について、関係する行政機関で、検討を行いました(平成 24 年度までに 7 回開催)。
- ・平成 25 年 4 月に、県と神奈川まちづかい塾が協働で明月荘の保全管理を行う「北鎌倉明月荘県民協働事業協定」が締結されました。
- ・平成 27 年 3 月、木造平屋の母屋と茶室 2 棟が火災により全焼し、今後、県は他の歴史的風土特別保存地区内の県有緑地と同様の保全を図ることとされています。

【旧川喜多邸別邸(旧和辻邸)】

- ・平成 22 年 4 月、鎌倉市川喜多映画記念館が開館しました。
- ・平成 22 年 9 月、旧川喜多邸別邸(旧和辻邸)を、景観重要建造物に指定しました。
- ・別の位置付けを持つ公共施設として整備・公開されたことをもって、平成 23 年 9 月、緑の基本計画改訂により、都市公園候補地から除外しました。



■旧川喜多邸別邸(旧和辻邸)

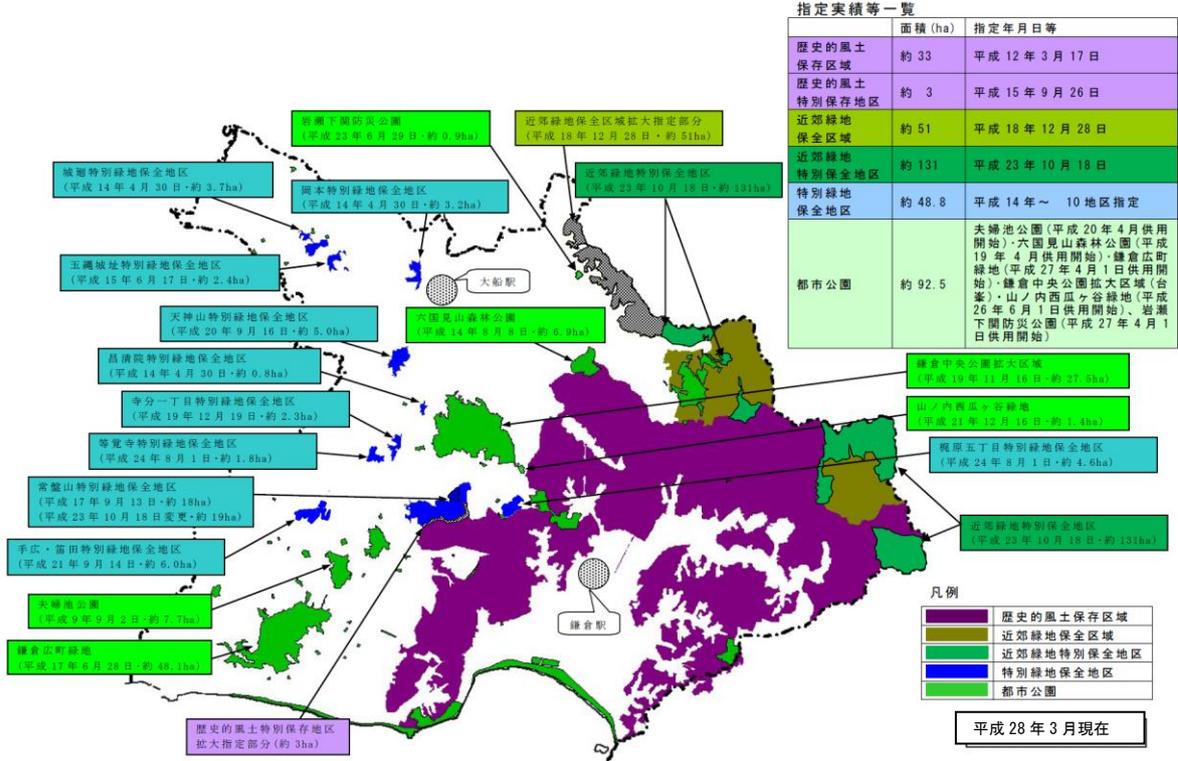


■ 歴史文化を守る緑

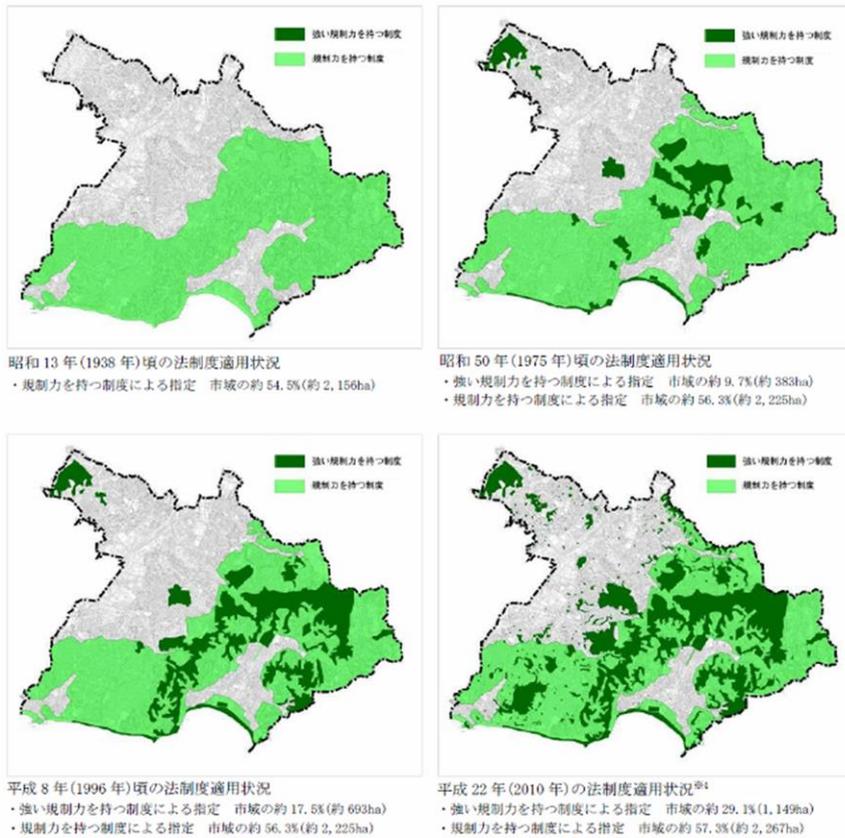
歴史文化遺産は、庭園や境内の樹木、周囲の自然的環境などの緑と一体性を持つことで、その存在価値が高くなります。(浄妙寺)

關 連 資 料

■緑地指定等の実績図



■法制度適用の状況



■鎌倉市緑政審議会の主な審議項目等

回	開催日	主な審議項目等
第1回	平成10年1月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会の公開等の取り扱いについて ・審議事項及び審議方法について ・鎌倉市の緑に関する現状と課題について
第2回	平成10年5月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全推進地区の指定について(市長からの諮問事項) ・緑地の買入れ基準について(市長からの諮問事項)
第3回	平成10年7月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全推進地区の指定について ・緑地保全推進地区指定検討対象地所有者への意見聴取方法について ・緑地の買入れ基準、買入れ要望について ・広町、台峯について
第4回	平成10年10月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・緑政審議会部会中間報告について ・緑地保全推進地区指定検討対象地の作業状況について ・緑地の買入れ基準について ・平成11年度の緑地の買入れについて
第5回	平成11年1月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地の買入れ基準について ・緑地保全推進地区指定検討対象地の作業進捗状況について ・緑政審議会部会中間報告について ・市町村森林整備計画について
第6回	平成11年3月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・緑政審議会部会中間報告について ・緑地[(仮称)植木貞宗寺緑地]の買入れの報告について
第7回	平成11年5月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・緑政実績について ・緑政審議会部会の中間報告について ・広町に係る保全方策について(市長からの諮問事項) ・緑地保全地区の指定検討について
第8回	平成11年7月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・広町に係る保全方策について ・緑地保全推進地区の指定検討について
第9回	平成11年8月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・広町に係る保全方策について ・緑地保全推進地区の指定検討について
第10回	平成11年10月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・広町に係る保全方策について ・緑地保全推進地区の指定検討について ・平成12年度緑地の買入れについて
第11回	平成11年11月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・広町に係る保全方策について ・緑地保全推進地区の指定検討について
第12回	平成12年1月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・広町に係る保全方策について ・緑地保全推進地区の指定検討について
第13回	平成12年3月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・広町に係る保全方策について ・緑地保全推進地区の指定検討について
第14回	平成12年5月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成11年度緑政実績について ・広町の緑の保全に向けての保全方策について
第15回	平成12年7月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・広町の緑の保全に向けての保全方策について ・緑の基本計画の見直しの方針について
第16回	平成12年10月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年度緑地の買入れについて
第17回	平成13年1月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市緑の基本計画の見直しについて
第18回	平成13年3月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市緑の基本計画の見直しについて
第19回	平成13年6月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市緑の基本計画の見直しについて(市長からの諮問事項) ・平成12年度緑政実績について ・鎌倉市自然環境調査について ・緑地保全統合補助事業について

回	開催日	主な審議項目等
第20回	平成13年10月5日	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年度緑地の買入について 緑地保全地区の指定について 鎌倉市自然環境調査について
第21回	平成14年1月18日	<ul style="list-style-type: none"> 緑地保全地区の指定について 緑政審議会委員について (仮)鎌倉市まちづくり基準条例大綱(案)について
第22回	平成14年5月24日	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年度緑政実績について 歴史的風土保存地区拡大後の取り組みについて 鎌倉市緑の基本計画見直しのその後の状況について 鎌倉市自然環境調査について 緑地保全地区の指定について (仮)鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例大綱(案)について
第23回	平成14年10月18日	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年度緑地の買入れについて 緑地保全地区の指定について 鎌倉市自然環境調査について 広町・台峯のその後の状況について 常盤山のその後の状況について 歴史的風土保存地区拡大後の取り組みについて 世界遺産登録について 鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例について
第24回	平成15年3月24日	<ul style="list-style-type: none"> 緑地保全推進地区内行為の手続きについて 広町・台峯のその後の状況について 常盤山のその後の状況について 歴史的風土保存地区の指定について 緑地保全地区の指定について 鎌倉市自然環境調査について
第25回	平成15年5月30日	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年度緑政実績について 鎌倉市自然環境調査について 広町・常盤山のその後の状況について 首都圏における自然環境の総点検に関するワーキンググループについて
第26回	平成15年7月31日	<ul style="list-style-type: none"> 広町(都市林)の基本構想について 緑地保全地区の指定について 常盤山のその後の状況について 文化財の発掘調査について
第27回	平成15年10月10日	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度緑地の買入れについて 平成15年度「緑の都市賞」の入賞について 常盤山のその後の状況について 常盤山の歴史的風土保存地区の指定について 広町(都市林)の用地取得及び基本構想について
第28回	平成16年1月21日	<ul style="list-style-type: none"> 広町(都市林)の用地取得及び基本構想について 鎌倉広町緑地の都市計画決定の手続について 近郊緑地保全区域の特別地区格上げについて 緑地の買入れについて 緑政審議会委員について
第29回	平成16年7月2日	<ul style="list-style-type: none"> 近郊緑地保全区域の特別地区格上げについて (仮称)鎌倉広町緑地の基本計画(案)について

回	開催日	主な審議項目等
第30回	平成16年11月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)青蓮寺緑地保全推進地区について(市長からの諮問事項) ・(仮称)鎌倉広町緑地の基本計画について ・緑地の買入れについて ・(仮称)常盤山緑地保全地区の指定について ・岡本地区緑地保全推進地区内行為の協議について ・鎌倉市緑の基本計画の見直しについて
第31回	平成17年3月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・青蓮寺緑地保全推進地区について(市長への答申) ・文化財の発掘調査について ・台峯の保全について ・歴史的風土特別保存地区の拡大について ・近郊緑地保全区域の特別地区格上げについて ・岩瀬地区の近郊緑地保全区域指定について ・(仮称)鎌倉広町緑地基本設計(素案)について ・緑地の買入れについて ・鎌倉市緑の基本計画の見直しについて ・景観法制定に伴う本市の対応について ・岡本地区緑地保全推進地区内行為の協議について
第32回	平成17年7月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度緑政実績について ・(仮称)鎌倉広町緑地基本設計について ・台峯の保全について ・鎌倉市緑の基本計画の見直しについて ・岡本緑地保全推進地区内行為について ・緑政審議会委員について
第33回	平成17年11月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・台峯の保全について ・鎌倉市緑の基本計画の見直しについて ・近郊緑地保全区域の特別地区格上げについて
第34回	平成18年1月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地の買入れについて ・鎌倉市緑の基本計画の見直しについて ・岡本緑地保全推進地区内行為について
第35回	平成18年3月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市緑の基本計画(案)について(市長からの諮問事項) ・緑地の買入れについて ・台峯の保全について ・岡本緑地保全推進地区内行為について
第36回	平成18年5月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市緑の基本計画(案)について ・台峯の保全について
第37回	平成18年7月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度緑政実績について ・(仮称)山崎・台峯緑地基本構想について ・鎌倉市緑の基本計画について
第38回	平成18年11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)山崎・台峯緑地基本計画(素案)について ・常盤山保全配慮地区の施策展開方針(案)について ・円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域の拡大指定について ・古都保存法施行40周年記念事業について ・「日本の歴史公園100選」(都市公園法施行50周年記念事業)選定結果について ・「美しい日本の歴史的風土100選」(古都保存法施行40周年記念事業)について
第39回	平成19年1月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域の拡大指定について ・(仮称)山崎・台峯緑地基本計画(案)について ・特別緑地保全地区の指定に向けた手続の状況について ・「みどりと友好のシンポ」と「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」について

回	開催日	主な審議項目等
第40回	平成19年7月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市緑の基本計画実現に向けた取り組みについて ・(仮称)山崎・台峯緑地基本計画の確定、都市計画決定の手続きの状況について ・寺分一丁目特別緑地保全地区の都市計画決定の手続きについて ・天神山特別緑地保全地区の指定に向けた保安林指定権者との協議の状況について ・円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域の拡大指定に伴う今泉北自然環境保全地域の指定解除について ・平成18年度に買入れた緑地について ・六国見山森林公園の供用開始について ・鎌倉市緑政審議会委員の任期満了に伴う改選について ・国土交通省社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会、第11回歴史的風土部会の開催概要について ・多摩・三浦丘陵自治体広域連携会議の「取り組みの基本的方向性」について
第41回	平成19年10月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)山崎・台峯緑地基本設計(案)について ・市民緑地契約の締結の施策方針(案)について ・緑地保全に係る法制度適用に伴う緑地保全推進地区の変更等の考え方について ・グリーンバンク制度の変更の方針の考え方について
第42回	平成20年1月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長の選出、及び会長職務代理の指名 ・寺分一丁目特別緑地保全地区の指定について ・(仮称)山崎・台峯緑地基本設計の確定について ・緑地保全に係る法制度適用に伴う緑地保全推進地区制度の運用について ・美しい日本の歴史的風土・環境フォーラムの開催について ・景観地区・高度地区の指定について ・国土交通省社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会第12回歴史的風土部会で議決された、歴史的風土の保存・継承小委員会報告について
第43回	平成20年7月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度緑政実績「鎌倉市のみどり(緑の基本計画実現に向けた取り組み)」について ・近郊緑地特別保全地区の指定について ・手広・笹田特別緑地保全地区の指定について ・緑地の買入れについて <p>【現場視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)山崎・台峯緑地 ・特別緑地保全地区及び同候補地(寺分一丁目地区、等覚寺地区、手広・笹田地区、青蓮寺地区、手広地区) ・(仮称)夫婦池公園
第44回	平成20年10月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・天神山特別緑地保全地区の指定(都市計画決定)について ・手広・笹田特別緑地保全地区の指定候補地について ・台保全配慮地区内の緑地保全施策検討の状況について
第45回	平成21年1月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・近郊緑地特別保全地区の指定について ・(仮称)山ノ内西瓜ヶ谷緑地の施策方針について ・緑地寄附受入体制整備の取り組みについて ・地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)の施行について ・市民との協働による緑地保全制度の検討について

回	開催日	主な審議項目等
第 46 回	平成 21 年 7 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度緑政実績について ・夫婦池公園の供用開始について ・梶原五丁目地区の緑地保全に係る施策方針案について ・確保緑地の適正整備事業について ・緑の基本計画の見直しに向けた取り組みについて ・緑地環境整備総合支援事業の活用について ・鎌倉市緑政審議会委員の任期満了に伴う改選について ・多摩・三浦丘陵の緑と水をつなぐシンポジウムについて
第 47 回	平成 21 年 11 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・手広・笛田特別緑地保全地区の指定について ・緑の基本計画の見直しに向けて市民から提出された意見について ・緑政上の課題解決と緑の基本計画の見直しの方向性について ・緑地保全推進地区内行為について ・緑地環境整備総合支援事業に関する資料配付について ・鎌倉市緑政審議会委員の任期満了に伴う改選の事務手続について
第 48 回	平成 22 年 1 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・山ノ内西瓜ヶ谷緑地の都市計画決定について ・市民緑地制度の運用について ・緑の基本計画の見直しについて
第 49 回	平成 22 年 7 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度緑政実績について ・緑の基本計画の見直しについて ・近郊緑地特別保全地区の指定及び常盤山特別緑地保全地区の変更についての情報提供 ・COP10 への鎌倉市の参加について
第 50 回	平成 23 年 1 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画の見直しについて ・緑地保全推進地区内行為の完了について ・岩瀬下関防災公園の整備について <p>【現場視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・扇湖山荘
第 51 回	平成 23 年 5 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市緑の基本計画(素案)について
第 52 回	平成 23 年 7 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市緑の基本計画(案)について (市長からの諮問事項) ・平成 22 年度緑政実績について ・岩瀬下関防災公園の都市計画決定について ・鎌倉市緑政審議会委員の任期満了に伴う改選について
第 53 回	平成 23 年 11 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市緑の基本計画の確定について ・鎌倉近郊緑地特別保全地区の指定について ・常盤山特別緑地保全地区の変更について ・鎌倉市緑政審議会委員の任期満了に伴う改選に係る市民委員の募集状況について ・鎌倉広町緑地の実施設計の方針について
第 54 回	平成 24 年 7 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長の選出、会長職務代理の指名 ・平成 23 年度緑政実績について ・(仮称)上町屋特別緑地保全地区の指定に向けた取り組みについて ・鎌倉市都市公園条例の改正について ・鎌倉広町緑地実施設計の確定について ・岩瀬下関防災公園の整備状況について
第 55 回	平成 24 年 11 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・梶原五丁目特別緑地保全地区の指定について ・等覚寺特別緑地保全地区の指定について ・鎌倉広町緑地の実施設計について

回	開催日	主な審議項目等
第56回	平成25年1月24日	・現地視察(歴史的風土保存区域(建長寺・史跡永福寺跡)、近郊緑地保全区域)
第57回	平成25年7月19日	・平成24年度緑政実績について ・「緑の基本計画」の優良事例40選の選定について ・鎌倉市緑政審議会委員の任期満了に伴う改選の考え方と手続きについて
第58回	平成25年11月19日	・鎌倉広町緑地の実施設計について ・鎌倉市緑政審議会委員の任期満了に伴う改選に係る市民委員の募集状況について
第59回	平成26年7月25日	・平成25年度緑政実績について ・鎌倉市緑の基本計画の見直しの検討について ・鎌倉広町緑地の実施設計について
第60回	平成27年3月27日	・現地視察(鎌倉広町緑地) ・鎌倉市の緑政を取り巻く状況について
第61回	平成27年7月17日	・平成26年度緑政実績について ・鎌倉広町緑地と岩瀬下関防災公園の供用開始について
第62回	平成28年1月15日	・(仮称)山崎・台峯緑地の実施設計について ・緑地保全推進地区制度の見直しについて

■円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域（指定予定区域）における近郊緑地特別保全地区の指定について（昭和44年2月起案：出典 神奈川県公文書）

取 受 44年2月7日		記号番号	計 第1265号	伊書	校合	文書整理
起 案 44年2月28日						
決 裁 44年3月3日		決裁区分	施行区分	発送	公印	44.3.3
地理調査	年 月 日	甲	審 査 特 別 委 員 会	年 月 日	年 月 日	年 月 日
地理期間	年 月 日	計 画 委 員 会 特 別 委 員 会				
保存期間	永 10 5 3 1	配 送 証 明 公 印 省 略 起 案 者 湯 野 市 政 庁 係 (電話 3583)				

件 名 円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域(指定予定区域)における近郊緑地特別保全地区の指定について

知 事 田 崎 泰 久 副 知 事 佐 々 木 洋 司 特 別 委 員 会 長 湯 野 市 政 庁 係

土 木 部 長 藤 田 次 長 田 中 一 郎

計 画 課 長 藤 田 副 課 長 田 中 課 員 湯 野 市 政 庁 係

企 画 課 長 藤 田 副 課 長 田 中 課 員 湯 野 市 政 庁 係

企 画 課 長 藤 田 副 課 長 田 中 課 員 湯 野 市 政 庁 係

このことについて建設省都市局長から別添のとおり意見の照会がありました。鎌倉市北鎌倉地区のうち今泉地区につきましては次のような事情があり近郊緑地特別保全地区に指定することは困難であると判断されますので次案のとおり回答してよろしいか。

建設省

建設省都計発第15号
昭和44年2月5日

神奈川県知事殿

建設省都市局長

円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域(指定予定区域)における近郊緑地特別保全地区の指定について

稟記については、特に北鎌倉地区について近郊緑地特別保全地区を指定したいので、貴見解を回報願いたい。

(土木部計画課都市行政係)

神奈川県
昭和44.2.6
第1265号

■首都圏近郊緑地保全区域の指定並びに保全計画の決定について（昭和44年2月起案：出典 神奈川県公文書）

取 受 44年2月8日		記号番号	計 第1271号	伊書	校合	文書整理
起 案 44年2月28日						
決 裁 44年3月3日		決裁区分	施行区分	発送	公印	44.3.3
地理調査	年 月 日	甲	審 査 特 別 委 員 会	年 月 日	年 月 日	年 月 日
地理期間	年 月 日	計 画 委 員 会 特 別 委 員 会				
保存期間	永 10 5 3 1	配 送 証 明 公 印 省 略 起 案 者 湯 野 市 政 庁 係 (電話 3583)				

件 名 首都圏近郊緑地保全区域の指定並びに保全計画の決定について

知 事 田 崎 泰 久 副 知 事 佐 々 木 洋 司 特 別 委 員 会 長 湯 野 市 政 庁 係

土 木 部 長 藤 田 次 長 田 中 一 郎

計 画 課 長 藤 田 副 課 長 田 中 課 員 湯 野 市 政 庁 係

企 画 課 長 藤 田 副 課 長 田 中 課 員 湯 野 市 政 庁 係

企 画 課 長 藤 田 副 課 長 田 中 課 員 湯 野 市 政 庁 係

山崎主幹

首都圏整備委員会委員長より横浜市南都より鎌倉市北部に於ける地域を首都圏近郊緑地保全区域として指定すること及びこの指定により決定すべき保全計画について別添のとおり意見の照会がありました。当該地域は面積約762ヘクタールで円海山、散ヶ池を占

計第1271号
昭和44年3月1日

首都圏整備委員会委員長 殿

神奈川県知事

首都圏近郊緑地保全区域の指定並びに同保全計画の決定について(回答)

昭和44年2月5日づけ44首都発第15号をもって照会のありました稟記のことについて下記のとおり回答します。

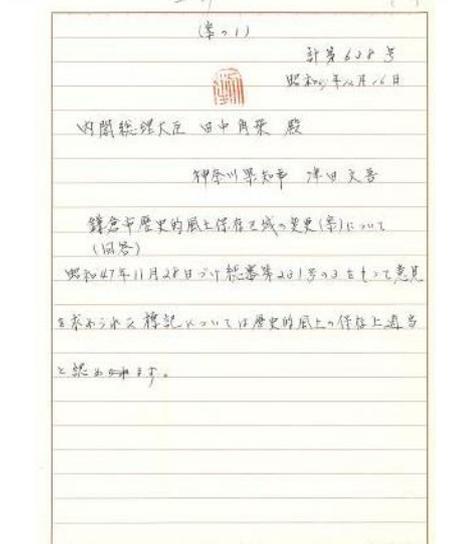
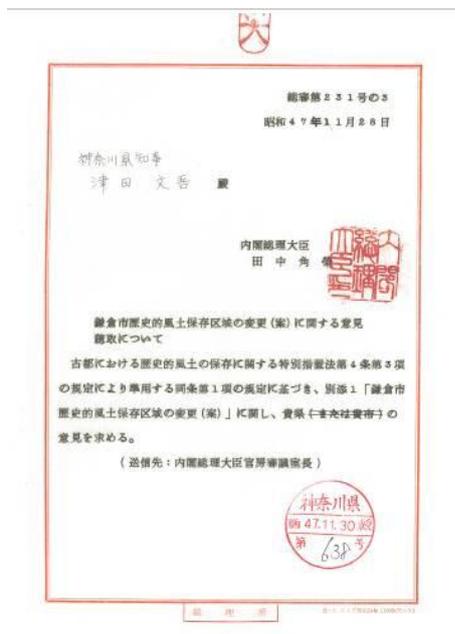
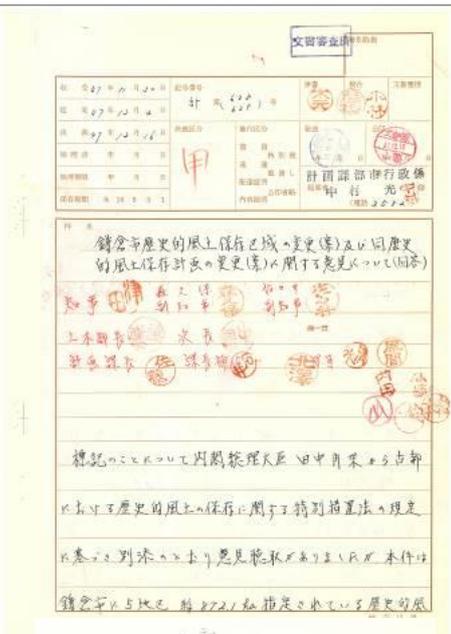
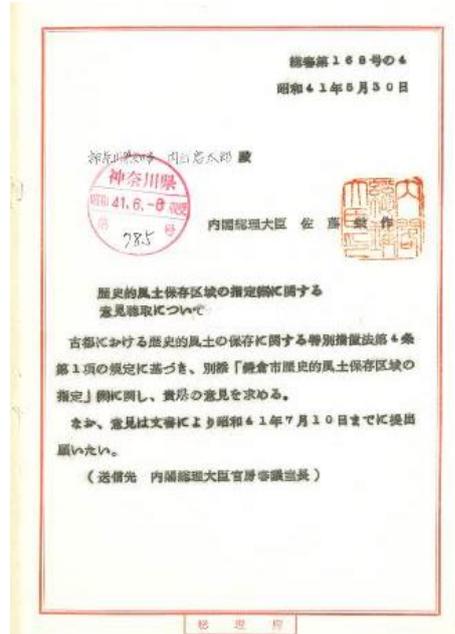
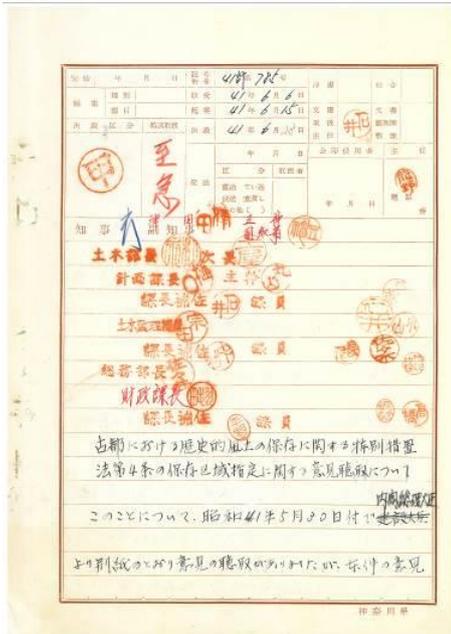
また、とりまとめ方依頼のありました鎌倉市の意見につきましては、別添のとおり意見を添付します。

配

首都圏近郊緑地保全区域の指定及び同保全計画の決定につきましては、適切なものと思われるものと認められます。

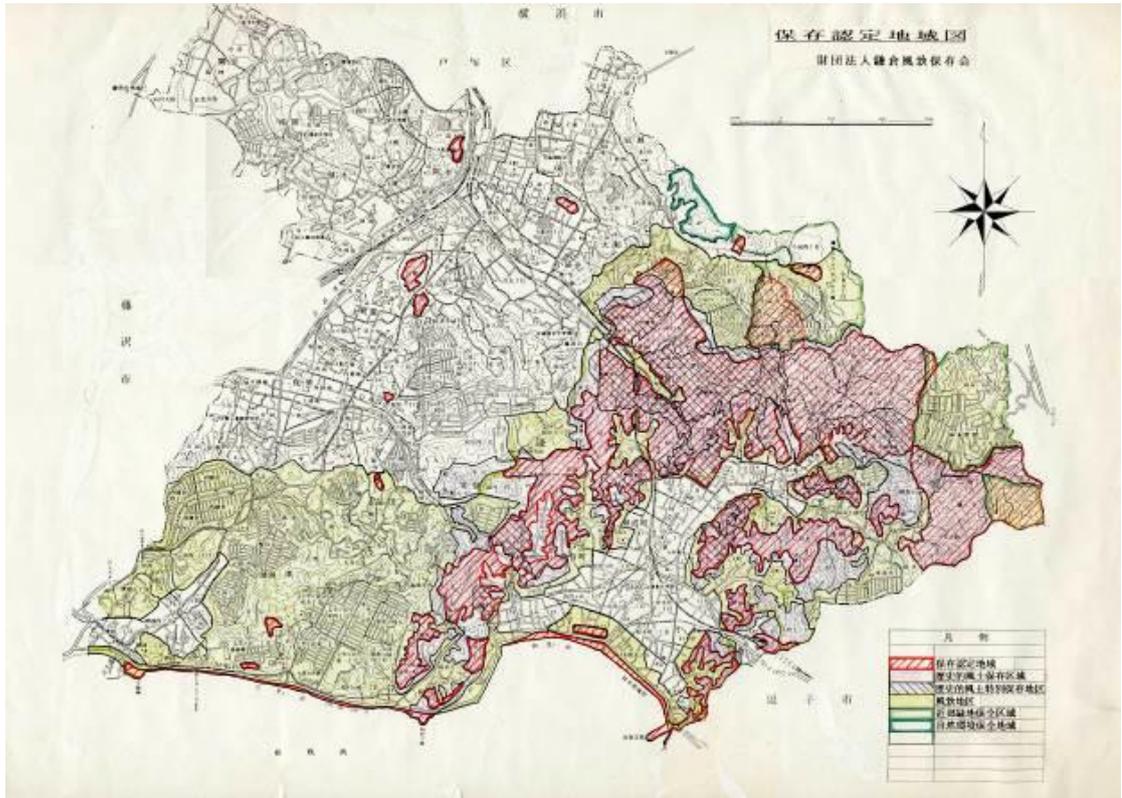
(土木部計画課都市行政係)

■古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法制定に関する資料（出典 神奈川県公文書）

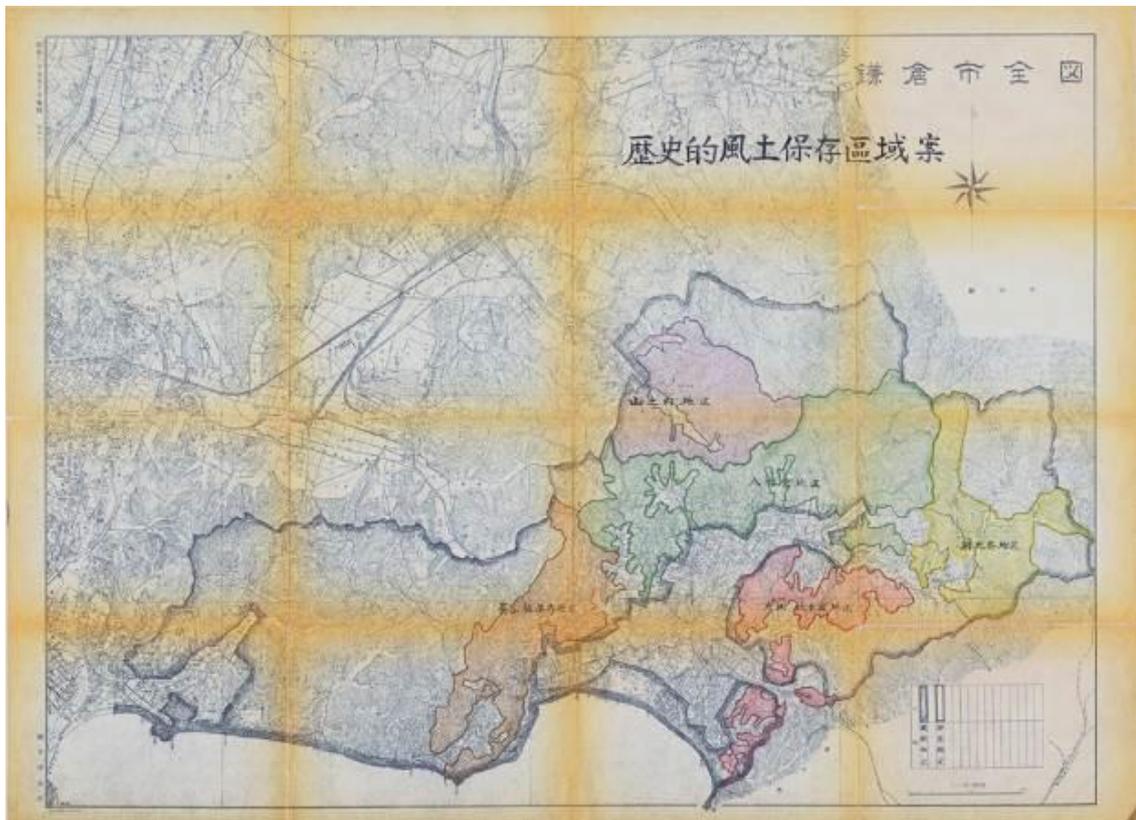


- 上段左：古都における歴史的風土保存に関する特別措置法第4条の保存区域指定に関する意見聴取について（昭和61年6月起案）
- 上段右：上記依頼文（国→県）
- 中段左：鎌倉市歴史的風土保存区域の変更（案）及び同歴史的風土保存計画の変更（案）に対する意見について（案）（昭和61年6月起案）
- 中段右：鎌倉市歴史的風土保存区域の変更（案）に関する意見聴取について
- 下段左：鎌倉市歴史的風土保存区域の変更（案）について

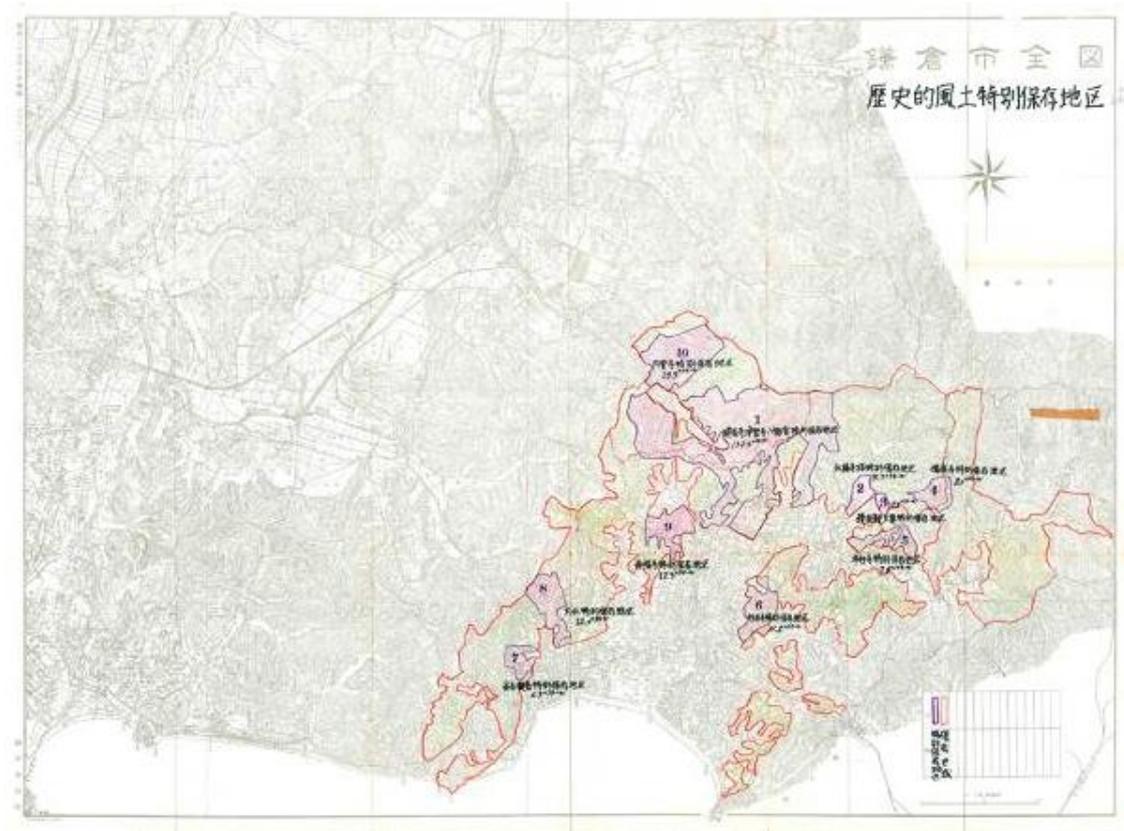
鎌倉風致保存会が市民とともに作成した「保存認定地域図」(昭和40年)



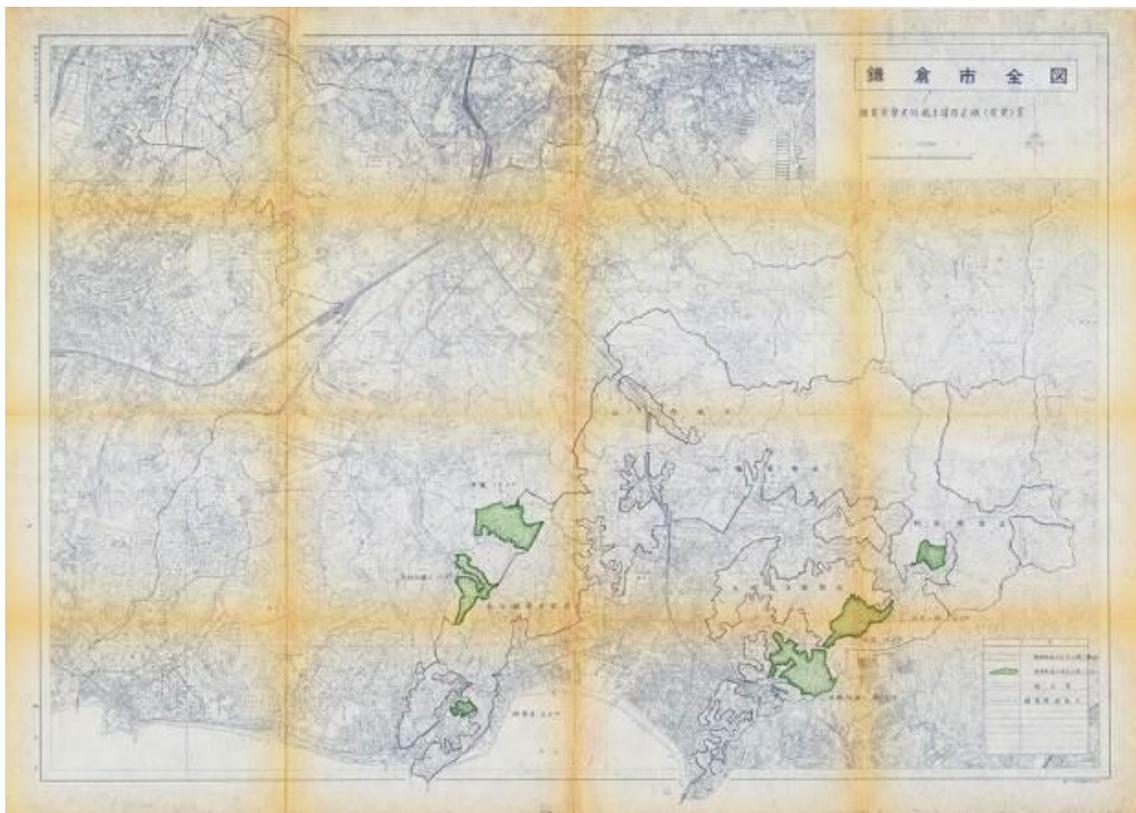
歴史的風土保存区域 (当初指定区域 昭和41年)



歴史的風土特別保全地区（当初指定区域 昭和42年）



歴史的風土保存区域案（昭和48年変更）



おわりに

鎌倉市緑の基本計画と鎌倉市緑政審議会（以下、緑政審と略記する）のあゆみに
関する記録の作成・発刊は、2016年1月開催の第62回緑政審で会長職務代理より
提案し、緑政審でご賛同を得た結果、緑政審の事業として取り組むことになりまし
た。それ以降、鎌倉市事務局は1年6箇月にわたり精力的な作業を行い、会長及
び会長職務代理との実務打ち合わせ、緑政審における数度の経過報告を経て、この
たび無事発刊に至ったことは大変喜ばしいことです。また、緑政審の委員を経験さ
れた市議会議員、市民、学識者の方々からご寄稿を賜り、感謝の念でいっぱいです。

このような刊行物の作成を提案した理由を述べておきます。一般論ですが、海外
と日本を問わず、質の高い都市づくり、まちづくり、社会資本整備というものは、
中長期的で持続的な政策運営、取り組みの成果として誕生し、また、官民協働の努
力と汗の結晶として出現します。

その一方で、中長期的な取り組みであるが故に、自治体の首長、地方議会の議員、
自治体の幹部職員、審議会の学識者、市民運動の担い手の市民、法人市民として協
力した企業の方々も、徐々に、世代交代していきます。そのため、政策運営や努力
と汗の経緯を、節目のタイミングで、活字の記録として印刷・刊行しておくことは、
今後も良質な都市づくり、まちづくりを維持し、次世代に継承するために、非常に
重要なことです。

私自身は、旧総理府や国土交通省の審議会、全国自治体の審議会・アドバイザー
などを長年経験してきましたが、本刊行物は全国的にも類例は殆ど無く、意義のあ
る行政刊行物であると、断言できます。

2000年の地方分権一括法以後は、地方自治体の都市づくり、公共政策に対する自
己責任はあっという間に増大しました。本刊行物が先進モデル事例となり、今後、地方自
治体の政策形成や審議会等の活動については節目の時期に記録を発刊する、という
政治風土、行政文化が徐々に全国に広まり根付くことを願っております。また、こ
のような行政刊行物に市議会議員（OBと現職）が寄稿されることも、大変意義があ
ると言えます。

鎌倉市緑政審議会会長職務代理 越澤 明

- 鎌倉市緑の基本計画は、平成 8 年 4 月に策定し、計画の基本理念を「山と海の自然と人・歴史が共生する鎌倉」と定めて、緑の将来都市像の実現に取り組んできました。
- これまで、平成 13 年に一部改訂、平成 18 年に全面改訂を行っており、3 度の改訂を行なっています。
- 緑の基本計画の内容は、改訂を重ねるたびに、充実させてきましたが、計画の基本理念等の基本方針は一貫して継承しており、今後の改訂においてもその姿勢を大切にして、市民等とともに緑の将来都市像の実現に取り組んでいきます。

※掲載している資料及び写真は、出典を示したもの以外、神奈川県及び鎌倉市の行政資料です。

編集
発行
事務局

鎌倉市緑政審議会
鎌倉市
鎌倉市まちづくり景観部みどり課

〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10
TEL : 0467(23)3000(代表) FAX : 0467(23)3247
E-mail : midori@city.kamakura.kanagawa.jp
平成 29 年 7 月

Editing
Publication
Secretariat

Kamakura City Greenery Policy Council
Kamakura City
The Urban Development and Landscape Department
Green Policy Division of the city of kamakura

248-8686 18-10 ,Onari-machi,Kamakura city,Kanagawa
TEL : 0467(23)3000 FAX : 0467(23)3247
E-mail : midori@city.kamakura.kanagawa.jp
2017. 7